



海外ビジネス情報誌

OITA TRADE & VIEWS

JETRO 日本貿易振興機構（ジェトロ）大分貿易情報センター
OFTA（一社）大分県貿易協会

世界

武漢熱線 Vol.86 武漢市民ソウルフード その1 ～熱乾麺～

貿易実務

貿易協会シリーズ 最新版インコタームズ2020年規則の解説5 2020年版の概要
貿易協会シリーズ 国際商事調停とシンガポール条約（1）

お知らせ

海外におけるEC販売プロジェクト JAPAN MALL 事業

統計

令和2年度 大分県の貿易

vol.134

January-February, 2021

武漢市民ソウルフード その1 ～熱乾麵～

大分市武漢事務所

今回は武漢市民のソウルフードの「熱乾麵（ねつかんめん）」についてご紹介します。

熱乾麵とは、武漢の朝食名物、中国5大麺料理の一つです。起源は諸説ありますが、熱乾麵のはじめと言われている「切麵」の記載が中国清の時代の詞「漢口竹枝詞」に記載されています。1930年、現在と似たような胡麻ペーストによる味付けの熱乾麵がレストラン「蔡林記」に登場し、大変評判で、長い行列ができるほど繁盛していたそうです。現在、熱乾麵を作るお店が増えていますが、老舗「蔡林記」は相変わらず人気店です。熱乾麵は武漢食文化の中心であり、武漢市民にとってはご飯並みの存在で、朝食で食べることが多いですが、老若男女年齢関係なく、一日24時間食べたい時に食べるのが生粋の「武漢人」です。

ラーメンと違い、熱乾麵の麵は一度ゆでた後、冷やし、胡麻油をかけ、混ぜたら下準備完了。食べる前にもう一度麵を熱湯にくぐらせ、お碗に入れた後、醤油、特製辣油、胡麻ペースト、胡麻油、大根の漬物等と一緒に混ぜれば出来上がり。見た目は汁なし担々麵と似ていますが、中太麵特有の歯ごたえと濃厚な胡麻ペーストが驚くほどマッチし、一度口にすると病み付きになる美味しさです。以前、「武漢人」が熱乾麵を通勤、通学途中歩きながら食べる風景をよく目にしましたが、今は持ち帰りで家や会社で食べる人が増えてきました。

現在、中国全土で「節約励行」「浪費反対」など食品に対する節約運動の影響で、熱乾麵も以前の「大盛り」スタイルから現在「小鉢」ミニスタイルに変わり、節約と同時に、よりいろんな美食を味わうことができ、値段もかなり安く、一杯4.5元（約72円）で食べられます。武漢市民だけではなく、観光客の間でも好評を得ています。インスタントの熱乾麵もありますが、機会がありましたら、ぜひ本場で一度食べてみてください。



現在の「蔡林記」店舗の様子

武漢市民ソウルフード その1 ～熱乾麵～

大分市武漢事務所



熱乾麵の誕生を記念する銅像



熱乾麵公式宣伝ポスター



現地スーパーで販売中のインスタント熱乾麵

武漢市民定番朝食セット
「熱乾麵、豆乳、面窩（めんうお）」

インコタームズ2020版の概要

関西大学教授 博士（商学） 吉田 友之

インコタームズ2020年版で規定されたトレード・タームズⅢ

5. 仕向地持込渡し（指定仕向地）インコタームズ2020

DAP〔Delivered At Place〕（named place of destination）Incoterms®2020

1 運送手段

本規則は、選択された運送手段のいかなを問わず使用することができ、二つ以上の運送手段を利用する場合にも使用することができる。

2 引渡と危険・費用

本規則では、売主は、指定仕向地で、またはその地点が合意されているなら、その仕向地内の合意された地点で、物品を荷降ろしの準備ができて到着した運送手段の上で、買主の処分に委ねたときに、引渡の義務を果たすことになる。

売主が、物品を指定仕向地に、またその場所内で合意された地点に移動することにかかわる一切の危険を負う。それゆえ、本規則では、仕向地での引渡と到着は同じである。

売主は、到着した運送手段から物品を荷降ろしすることを求められていない。しかし、もし売主が、運送契約のもとに引渡地・仕向地での荷降ろし費用を負うなら、売主は、他に両当事者間での合意がある場合を除いて、その費用を買主から別に回収することはできない。

3 引渡地・仕向地または引渡地点・仕向地点

両当事者は、できる限り明瞭に仕向地または仕向地点を、いくつかの理由のためにこれを特定することを勧められる。第一に、物品の滅失または損傷の危険は、引渡地点・仕向地点で買主に移転する。したがって、重大な移転が生じる地点について明確にすることは、売主と買主にとって最善である。第二に、その引渡地・仕向地、または引渡地点・仕向地点より前の費用は、売主の勘定であり、その場所または地点より後の費用は、買主の勘定である。第三に、

売主は、合意した引渡地・仕向地または引渡地点・仕向地点までの物品の運送の契約または手配をしなければならない。そのようにしないなら、売主は、DAP規則にもとづく売主の義務違反であり、いかなる確定的な損失に対しても買主に責任を負う。

4 「またはそのように引き渡された物品を調達する」

ここで「調達する」に言及しているのは、とくに商品取引では一般的な、鎖に沿って行われる多数の売買（連続売買）を考えているからである。

5 通関

本規則は、原則として売主に、物品の輸出のための通関義務を課している。しかし、売主は、物品の輸入通関、または引き渡し後の第三国内を通過する物品の通関、または輸入関税の支払い、またはその他の輸入通関手続について義務はない。結果として、もし買主が輸入通関にかかわらないなら、物品は、仕向国での港または内陸のターミナルで留め置かれる。誰が、物品が仕向国の玄関港で留め置かれている間に生じる、損失の危険を負うのか。その答えは、買主である。つまりB3(a)₁は物品の滅失または損傷の危険が、指定内陸地点への通過が再開するまで買主にあることから、引渡はまだ生じていないからである。もしこの筋書きを避けるために、両当事者が売主に物品の輸入通関や、輸入関税または税の支払いや、輸入通関手続を行わせるなら、両当事者はDDPを使用することが考えられる。

6. 荷降ろし込み持込渡し（指定仕向地）インコタームズ2020

DPU〔Delivered at Place Unloaded〕（named place of destination）Incoterms®2020

インコタームズ2020版の概要

関西大学教授 博士（商学） 吉田 友之

1 運送手段

本規則は、選択された運送手段のいかなを問わず使用することができ、二つ以上の運送手段を利用する場合にも使用することができる。

2 引渡と危険・費用

本規則では、売主は、指定仕向地で、またはその地点が合意されているなら、その仕向地内の合意された地点で、物品を到着した運送手段から一旦荷降ろしし、買主の処分に委ねたときに、引渡の義務を果たすことになる。

売主が、物品を指定仕向地に移動させ、またその場所内で物品を荷降ろしすることに伴う一切の危険を負う。それゆえ、本規則では、仕向地での引渡と到着が同じである。

DPUは、売主に仕向地で物品の荷降ろしを求めている唯一のインコタームズ規則である。それゆえ、売主は、指定地で荷降ろしにかかわることができることを保証すべきである。両当事者が、売主に荷降ろしの危険と費用を負わないようにしたいなら、DPU規則は避け、代わりにDAPが使用されるべきである。

3 引渡地・仕向地または引渡地点・仕向地点

両当事者は、できる限り明瞭に仕向地または仕向地点を、いくらかの理由のためにこれを特定することを勧められる。第一に、物品の滅失または損傷の危険は、引渡地点・仕向地点で買主に移転する。したがって、重大な移転が生じる地点について明確にすることは、売主と買主にとって最善である。第二に、その引渡地・仕向地、または引渡地点・仕向地点より前の費用は、売主の勘定であり、その場所または地点より後の費用は、買主の勘定である。第三に、売主は、合意した引渡地・仕向地または引渡地点・仕向地点までの物品の運送の契約または手配をしなければならない。そのようにしないなら、売主は、DPU規則にもとづく売主の義務違反であり、いかなる確定的な損失に対しても買主に責任を負う。

4 「またはそのように引き渡された物品を調達する」

ここで「調達する」に言及しているのは、とくに商品取引では一般的な、鎖に沿って行われる多数の売買（連続売買）を考えているからである。

5 通関

本規則は、原則として売主に、物品の輸出のための通関義務を課している。しかし、売主は、物品の輸入通関、または引き渡し後の第三国内を通過する物品の通関、または輸入関税を支払い、またはその他の輸入通関手続きを行う義務はない。結果として、もし買主が輸入通関にかかわらないなら、物品は、仕向国での港または内陸のターミナルで留め置かれる。誰が、物品が仕向国の玄関港で留め置かれている間に生じる、損失の危険を負うのか。その答えは、買主である。つまりB3(a)₂は物品の滅失または損傷の危険が、指定内陸地点への通過が再開するまで買主にあることから、引渡はまだ生じていないからである。もしこの筋書きを避けるために、両当事者が売主に物品の輸入通関や、輸入関税または税の支払いや、輸入通関手続きを行わせるなら、両当事者はDDPを使用することが考えられる。

1買主がB7〔輸出入通関手続き（抄訳）：買主は、輸入国で必要となる一切の通関手続きを行い、その費用を支払わなければならない。〕にしたがって、義務を果たさなかったなら、買主は、結果として生じる物品の滅失または損傷の一切の危険を負う。

2買主がB7〔輸出入通関手続き（抄訳）：買主は、輸入国で必要となる一切の通関手続きを行い、その費用を支払わなければならない。〕にしたがって、義務を果たさなかったなら、買主は、結果として生じる物品の滅失または損傷の一切の危険を負う。

国際商事調停とシンガポール条約（１）

GBC（ジービック）大貫研究所 代表
公益社団法人日本仲裁人協会 理事
京都国際調停センター 運営委員・調停人

大貫 雅晴

1. 国際商事調停の意義と傾向

国際商取引から発生する紛争解決手段は、国家機関である裁判所による解決に対して、当事者自治による解決手段である裁判外紛争解決手段（Alternative Disputes Resolution:ADR）が利用される。裁判外紛争解決手段の典型例として仲裁（Arbitration）と調停（Mediation）がある。

国際商事仲裁は、国際商事紛争解決手段として高く評価されており、大きな役割を果たしてきている。一方で、「国際商事仲裁」は、訴訟と同様に手続きの複雑性、時間と費用が掛かるという批判が出てきている。そのような状況の下で、時間と費用が節約できる「国際商事調停」が評価されてきている。

国際的に著名なロンドン大学クイーンメリー校と世界的なネットワークをもつホワイトアンドケース法律事務所による2018年の国際仲裁調査の報告によると、興味ある結果が示されている。この調査は日本を含め、欧米、南米、中東、アフリカ、アジア、オセアニアの全世界の弁護士、社内弁護士、仲裁人、仲裁実務家、企業実務家などを対象に行われた調査である。その調査において、「好ましい紛争解決手段」についての質問に対する興味ある統計が以下の通りに示されていた。

好ましい紛争解決手段の質問に対する回答

- ・国際訴訟 → 3%
 - ・国際仲裁 → 97%
 - ・国際仲裁の内訳
- ①調・仲による解決(調停と仲裁の組合せ) → 49%
- ②仲裁単独のみによる解決 → 48%

上述の調査結果から分かるように、国際商事紛争解決手段は、裁判ではなく圧倒的に国際仲裁が選択されている。ただ、興味ある点は国際仲裁の内訳である。仲裁単独

のみによる解決に対して、調停と仲裁の組合せによる解決方法がより多く選択されていることである。時間と費用が掛かる仲裁にたいして、時間と費用の節約となる調停が仲裁前置の解決手段として、その役割が評価されてきているといえる。

2. 仲裁と調停の相違と調・仲について

仲裁と調停、そして仲裁と調停の組合せである調・仲のそれぞれの性格、特質を簡単に紹介する。

- (1) 仲裁（Arbitration）
—拘束的ADR（Binding ADR）—
仲裁とは、当事者が紛争の解決を公平、中立な第三者に委ね、かかる第三者の判断に従うことで解決する手続きをいう。かかる判断を仲裁判断というが、仲裁判断は、法（仲裁法）によって訴訟の確定判決と同一の効力がある(日本仲裁法第45条1項)。また、当該仲裁判断には強制執行が可能である(同第46条1項)。

- (2) 調停（Mediation/Conciliation）
—非拘束的ADR（Non-binding ADR）—
調停とは、当事者間の紛争の解決につき、公平、中立な第三者（調停人）に入ってもらい、調停人の下で当事者が交渉をして協動的、建設的に解決する方法である。調停人の役割は当事者の話し合い、交渉を促進して和解に導くことにある。調停人から和解案が提示される場合でも、その和解案を受け入れるか否かは当事者の自由選択であり拘束されない。その和解合意には強制執行力はない。

- (3) 調・仲（ミーダブ：Med-Arb）
調・仲（ミーダブ：Med-Arb）とは、非拘束的ADRである調停（Mediation）と拘束的ADRである仲裁（Arbitration）を組み合わせた解決方法である。手続きとしては、まずは

国際商事調停とシンガポール条約（１）

GBC（ジービック）大貫研究所 代表
公益社団法人日本仲裁人協会 理事
京都国際調停センター 運営委員・調停人

大貫 雅晴

調停を行い、調停で解決ができない場合に、拘束的かつ最終的解決手続きである仲裁に移行する方法である。また、仲裁手続において、仲裁判断に至る前、仲裁手続中に一旦仲裁手続きを停止して調停に移行する方法がある。

3. 国際商事調停の特徴とメリット

国際商事調停は、公正、中立な第三者が当事者交渉の間に入って、和解に向けての当事者の交渉、話し合いを促進して、紛争を協調的な解決に導く手続きである。調停人は、当事者の主張の対立、議論のなかから、それぞれの利害と解決の選択肢を探ることにより、また、両者の主張の相違を解決する公平な基準(criteria)提供することで、当事者にとり満足いくウィン・ウィンの解決をはかることができる。

調停手続きの特徴、メリットとしては以下の通りである。

- ①調停を行う為には当事者の合意が必要である。
- ②調停人は当事者交渉を促進する当事者が選ぶ公正、中立な第三者である。
- ③調停は証拠に基づいて主張が法律的に正しいかどうかを判断する手続きではない。仲裁や裁判のような法的判断を行う手続きではない。
- ④調停の手続をコントロールする者は調停人ではなく当事者である。
- ⑤調停の手続はシンプルでインフォーマル、フレキシブルな手続きである。
- ⑥調停は非公開で行われるため、秘密性を維持できる。
- ⑦調停手続きにかかる時間は短期間であり、手続きに係る費用は安価である。
- ⑧当事者間の利害を中心に多様な解決策が見いだされる可能性が高い。
- ⑨当事者間の協調的関係、継続が構築されやすい。

4. 国際商事調停に親しみやすい事案

国際商事調停の対象となる紛争は、当事者が話し合いで解決できる紛争であり、当事者間のビジネス紛争の殆どがその対象となるが、特に親しみやすい事案としては以下のような事案である。

- ①当事者間に信頼関係がある事案
- ②取引関係の継続が見込まれる事案
- ③ウィン・ウィンの解決が見込まれる事案
- ④多数当事者が関係する事案
- ⑤紛争の経済規模（比較的低額な紛争）
から見て仲裁や訴訟のコストが釣り合わない事案
- ⑥紛争解決に時間的制約がある事案
（早く解決したい事案）

JAPAN MALL事業

海外大手ECが皆様の商品（食品、化粧品、生活雑貨等）を日本国内で買い取り！

1 申し込み無料！

商品を事前登録し、海外大手ECとマッチング

通年募集

2 取引は簡単で、安心安全！

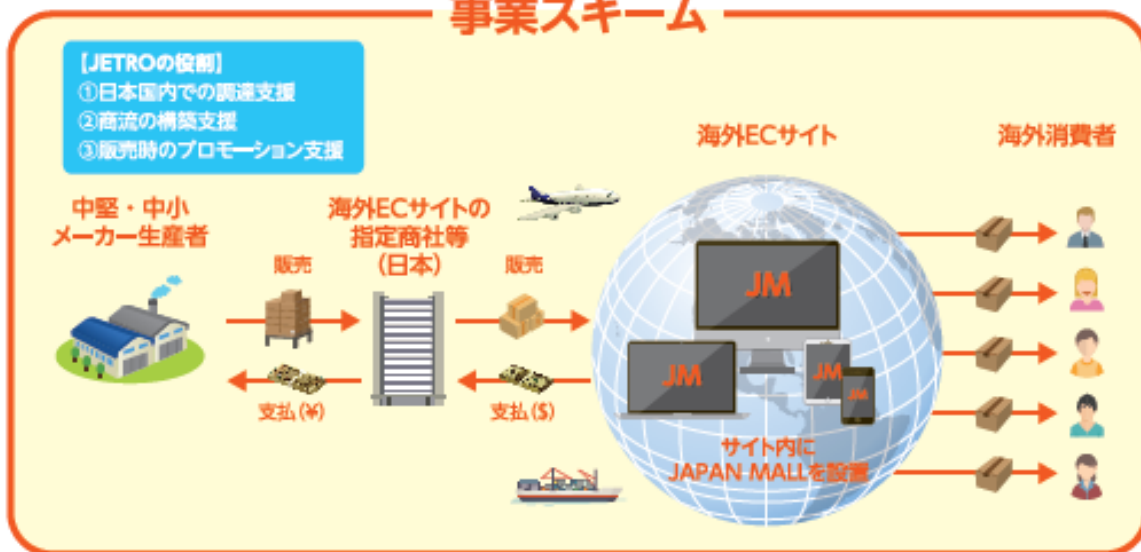
日本国内で商品引き渡し、円建て取引

煩雑な貿易手続きや海外売掛金の回収等の手間は一切不要

3 ブランド価値、海外市場での認知度が向上！

海外大手ECと連携して、効果的なプロモーションを実施

事業スキーム



海外EC又はその指定商社等が商品を選定します。選定のための申込期限は各EC事業者で異なります。
 納品や決済等取引条件や商流はEC事業者により異なります。
 応募いただくタイミングによってはプロモーションイベントに参加できない場合もございます。
 詳細はジェトロHPの募集要項をご確認ください。

JETRO
 日本貿易振興機構(ジェトロ)

【お申し込み・お問い合わせ先】

ジェトロ デジタル貿易・新産業部（久保田、尾崎、芦崎、高山）
 TEL：03-3582-5227 Email：DNB@jetro.go.jp

https://www.jetro.go.jp/services/japan_mall/



1. 令和2年11月分 大分税関支署管内貿易概況（確報値）

※大分税関支署発表による。
大分税関支署管内貿易概況（確報値）は門司税関HPよりご覧いただけます。
http://www.customs.go.jp/moji/moji_toukei/oita/oita.html



令和2年11月分 大分税関支署管内貿易概況
※ 輸出は確報値、輸入は9桁速報値

大分税関支署
令和3年1月13日

1 貿易額

大分港 (価額:千円、%)					佐伯港 (価額:千円、%)				
区分	本月		累計		区分	本月		累計	
	価額	前年同月比	価額	前年同期比		価額	前年同月比	価額	前年同期比
輸出	50,025,138	97.3	507,400,407	80.0	輸出	895,344	33.7	17,192,377	71.4
輸入	79,559,363	102.6	867,038,225	82.2	輸入	104,280	60.6	5,293,426	106.9
差引	△ 29,534,225		△ 359,637,818		差引	791,064		11,898,951	

※大分港には、中津港、佐賀関港の実績を含む

津久見港					大分空港				
区分	本月		累計		区分	本月		累計	
	価額	前年同月比	価額	前年同期比		価額	前年同月比	価額	前年同期比
輸出	3,333,770	58.8	25,866,065	94.8	輸出	—	—	—	—
輸入	24,791	6.1	3,858,485	63.4	輸入	—	—	—	全減
差引	3,308,979		22,007,580		差引	—	—	—	

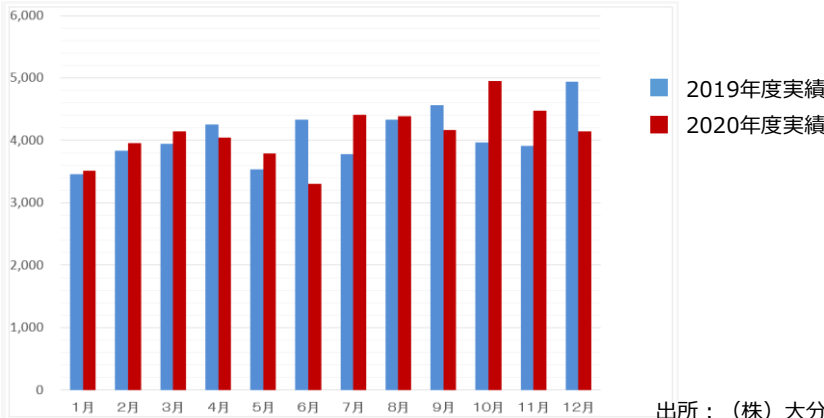
2 主要輸出・輸入品目

大分港													(価額:千円、%)			
区分	品名			数量単位	本 月				累 計							
					数量	前年同月比	価 額	前年同月比	構成比	数量	前年同期比	価 額	前年同期比	構成比		
輸 出	有 機 化 合 物					3,652,037	43.6	7.3			57,694,060	54.8	11.4			
	フ ラ ス チ ッ ク	MT	2,715	103.5	393,845	87.4	0.8	31,755	106.1	4,783,064	85.5	0.9				
	鉄	鋼	MT	372,079	99.4	20,412,535	107.8	40.8	3,780,431	106.6	185,739,554	91.1	36.6			
	銅 及 び 同 合 金	MT	15,909	129.3	11,551,047	145.6	23.1	173,553	107.6	113,325,468	105.9	22.3				
	事 務 用 機 器				6,775,886	67.3	13.5			77,304,597	89.0	15.2				
	映 像 機 器	NO	5,417	25.7	281,047	13.9	0.6	116,766	11.9	6,941,384	12.6	1.4				
輸 入	船 舶 類	NO		—	—	—	—	11	366.7	22,272,867	334.1	4.4				
	鉄 鉱 石	MT	1,819,678	79.8	19,697,115	75.1	24.8	17,837,377	84.8	182,655,804	90.5	21.1				
	銅	鉱	MT	133,150	1,244.4	29,922,594	1,939.2	37.6	1,224,166	109.1	269,001,711	111.5	31.0			
	石 炭	MT	569,436	111.7	5,380,867	75.4	6.8	8,947,520	105.1	107,555,364	76.4	12.4				
	原 油 及 び 粗 油	KL		全減	全減	全減		2,137,690	42.1	80,774,632	34.7	9.3				
	揮 発 油	KL	369,949	166.5	11,014,026	130.3	13.8	2,800,408	125.9	85,743,374	96.9	9.9				
	液 化 石 油 ガ ス	MT	46,920	63.5	2,038,258	60.6	2.6	703,508	91.5	29,731,104	77.6	3.4				
	液 化 天 然 ガ ス	MT	128,385	96.7	4,180,573	69.2	5.3	1,530,133	146.8	58,544,265	94.1	6.8				

佐伯港														
区分	品名			数量単位	本 月				累 計					
					数量	前年同月比	価 額	前年同月比	構成比	数量	前年同期比	価 額	前年同期比	構成比
輸 出	船 舶 類	NO		全減	全減	全減	全減	6	54.5	14,927,414	66.0	86.8		
	木 材				115,403	110.3	12.9			1,008,860	106.6	5.9		
	荷 役 機 械				768,778	全増	85.9			1,242,290	236.7	7.2		
輸 入	石 油	MT	11,900	全増	43,864	全増	42.1	78,170	164.2	299,295	154.9	5.7		
	植 物 性 油 か す	MT		—	—	—	—	67,868	55.2	1,027,043	56.2	19.4		
	その他の調製食料品				20,749	49.3	19.9			83,253	99.5	1.6		
	植 物 性 原 材 料				全減	全減	全減			2,296,811	170.6	43.4		
	魚 介 類	KG	44,900	467.7	39,667	352.6	38.0	110,289	94.5	153,364	85.8	2.9		
	木 材				—	—	—			121,133	164.0	2.3		
	船 舶 類	NO		—	—	—	—	2	100.0	1,312,527	105.3	24.8		

津久見港														
区分	品名			数量単位	本 月				累 計					
					数量	前年同月比	価 額	前年同月比	構成比	数量	前年同期比	価 額	前年同期比	構成比
輸 出	船 舶 類	NO	1	50.0	2,480,000	52.7	74.4	8	100.0	17,527,330	87.4	67.8		
	セ メ ン ト	MT	217,335	91.8	759,565	88.6	22.8	2,203,043	122.9	7,440,586	117.4	28.8		
	石 灰	MT	70,420	96.3	93,670	92.8	2.8	637,275	102.6	865,616	100.9	3.3		
輸 入	石 炭	MT		全減	全減	全減	全減	345,311	91.6	2,973,121	66.7	77.1		
	ア ル コ ー ル 飲 料	MT		全減	全減	全減	全減	91,332	67.2	712,669	49.2	18.5		
	ア ル コ ー ル 飲 料	L	6,420	147.1	24,791	186.7	100.0	40,028	101.8	172,695	95.4	4.5		

2. 大分港コンテナ取扱量推移



出所：(株)大分国際貿易センター

こんな時、ジェトロ大分をご利用ください

■ 海外の経済、貿易情報を入手したい

■ 海外投資に関する情報を収集したい

■ 海外出張のサポートを受けたい

■ 輸出品の販路を拡大したい

■ 海外の見本市に出展したい



窓口相談も行っています。お気軽にお立ち寄りください。

日本貿易振興機構（ジェトロ） 大分貿易情報センター

〒870-0037

大分県大分市東春日町17-19

大分ソフィアプラザビル4階

TEL：097-513-1868

FAX：097-513-1881

E-MAIL：oit@jetro.go.jp

URL：<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/oita/>



一般社団法人 大分県貿易協会

〒870-0266

大分市大字大在6番地

大分国際貿易センタービル4階

TEL：097-592-5932

FAX：097-593-3338

E-MAIL：info@oita-fta.jp

URL：<http://www.oita-fta.jp/>